

## 区・自治会規約等の見本

### ○ ○ 区（自治会）規 約

#### 第1条 （目的）

自治会は、会員が平等な権利をもって自治会活動に参加し、会員相互が健康に明るく、活力ある生活を営める環境作りを目的とする。

#### 第2条 （名称）

本会は、○○区（自治会）という。

#### 第3条 （区域）

区（自治会）の区域は、岩出市○○▲▲番地から■■番地の区域（詳細は、添付の区域地図）とする。

#### 第4条 （構成員の資格に関する事項）

構成員は、○○区（自治会）に居住する者であること。

2 構成員は、○○区（自治会）に居住を始めた日をもって資格を有し、居住することを止めた日をもって資格を失う。

#### 第5条 （役員に関する事項）

役員は、

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名

とし、役員を選任は総会の承認により決定する。

2 役員職務は、

- (1) 会長は会の事務を総理し、会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 会計は会計事務を担当する。
- (4) 会計監査は正確な収支を監査する。

#### 第6条 （会議に関する事項）

本会の会議は、総会及び役員会とし、構成員の 2 / 3 以上の出席で成立する。ただし、委任状も出席とみなすものとする。

#### 第7条 （会計に関する事項）

本会の会計は一般会計と、必要に応じて特別会計を設ける。その出納一切は会計が管理し、金銭出納台帳に記録すると共に、年度毎に予算書と決算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

2 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

3 会計は、会員の求めに応じ、会計帳簿・通帳等の会計業務に関する資料を開示しなければならない。

#### 第8条 （規約等の改正に関する事項）

この規約の改正・廃止については、総会に於いて、出席者の3分の1以上の同意を必要とする。

#### 第9条 （活動に関する事項）

本会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 生活環境の維持発展に関すること。
- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 防犯、防火、防災及び交通安全に関すること。
- (4) 文化の育成に関すること。
- (5) 親睦に関すること。
- (6) 慶弔に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業。

#### 附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。